

[事案 26-117] 手術給付金支払請求

・平成 27 年 4 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

手術を受けたが、約款の支払事由に該当しないとの理由で、手術給付金が支払われないことを不服とし、支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 8 月に、右手中指のガングリオン摘出術を受けたが、手術給付金が支払われなかった。主治医からは MP 関節にできた良性腫瘍の摘出術と言われており、約款の四肢関節観血手術に該当する（請求①）こと、手術前に自分が、カスタマーセンターに支払可否を問い合わせた際に支払われると説明された（請求②）ことから、手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本件手術は関節に手術操作が及んでおらず約款上の手術（四肢関節観血手術）には該当しない。また、カスタマーセンターは申立人の問合せに対しては、適切に説明を行っているので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書を含む）に基づく審理の他、申立人が主張する手術の内容とカスタマーセンターとの会話内容について把握するため、申立人の事情聴取を行った。
- (2) 本件手術の内容について医学的判断の参考とするため、独自に第三者の医師の意見書を入手し審理の参考とした。
- (3) 本件手術の内容を明確にするため、主治医への照会を行い、主治医回答書を得て審理の資料とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、請求①については、主治医回答書によると、本件手術操作は関節に及んでおらず「屈筋腱鞘」になされたものであったとされているため、約款の四肢関節観血手術には該当せず、請求②については、通話記録によると、担当者は、MP 関節であれば支払われる可能性がある旨を述べているが、最終的には診断書を基に判断することになる旨を回答し、関節に手術操作が及んでいるときには支払対象となる旨の補充説明をしたことも認められ、申立人の問合せに対し誤った説明や不適切な説明があった等保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条に基づき手続を終了した。

<参考>

○請求①について、本件手術が約款の四肢関節観血手術に該当しないとする理由は以下のとおり。

(1) 約款の規定

約款によると、手術給付金の支払対象となる手術は、別表「手術給付倍率表」に定められた手術に該当する必要があるとあり、申立人が主張する MP 関節（中手指節関節）のガングリ

オン摘出術については、「四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）」に該当するか、または、「筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）」に該当するかが問題となる。

(2) 手術の該当性

本件手術の手術操作は、関節には及んでおらず、「屈筋腱鞘」になされたものであったとされており、「四肢関節観血手術」には該当しない。また、ガングリオンは「結節腫」に該当し、「結節腫」は筋・腱・靭帯観血手術から除外されているため、「筋・腱・靭帯観血手術」には該当しない。

よって、本件手術は、約款に定められた手術給付金の支払対象となる手術には該当しないので、申立人の手術給付金の請求は認められない。

○請求②については、説明義務違反に基づき、損害賠償として手術給付金相当額を請求するものと判断されるが、上記のとおり、申立人の問合せに対し誤った説明や不適切な説明があったとは認められないことから、申立人の損害賠償の請求は認められない。